

市川市環境マネジメントマニュアル

平成27年度

市 川 市

環 境 方 針

1 基本理念

市川市は、環境基本条例の理念に基づき、健全で良好な環境の恵みを市民一人ひとりが享受するとともに将来世代に継承していくために、市民、事業者、市の協働のもとに自然との共生に配慮し、地球環境保全や循環型社会の形成に積極的に取り組み、持続可能なまちづくりを目指します。

また、市自らが事業者として事務事業における環境への負荷の低減を図り、その継続的な改善に努めます。

2 基本方針

(1) 環境マネジメントシステムの運用と継続的改善を通じて、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造の推進に努めます。

(2) 第二次市川市環境基本計画に定める「自然が息づくまち」、「地球にやさしいまち」、「健やかに暮らせるまち」、「資源を大切にするまち」、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の5つの基本理念を踏まえ、中長期的な展望のもとに環境関連施策を推進していきます。

(3) 事務事業に起因する環境への負荷を低減するため、特に次の事項については優先的に取り組みます。

- ① 省エネルギー対策及び地球温暖化対策の推進
- ② 省資源対策及びグリーン購入の推進

(4) 環境関連法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

(5) 市の事務事業に起因する環境への負荷の低減対策と環境の保全と創造に関する施策の実施状況を公表します。

平成27年 4月 1日

市川市長 大久保 博

目次

第1章 基本事項	3
1-1. 環境マネジメントシステムとは	3
1-2. 目的	3
1-3. 適用範囲	4
1-4. 位置づけ	5
第2章 推進体制	6
2-1. 推進体制	6
2-2. 役割、責任及び権限	7
第3章 対象項目	12
3-1. 環境への負荷の低減に関する項目	12
3-2. 環境の保全と創造に関する項目	13
第4章 研修	15
4-1. 研修	15
第5章 点検	16
5-1. 環境への負荷の低減に関する項目	16
5-2. 環境の保全と創造に関する項目	16
第6章 内部監査	17
6-1. 内部監査	17
6-2. 内部監査の実施方法	17
6-3. 内部監査結果等の総括及び報告	17
第7章 見直し	18
7-1. マネジメントレビュー	18
7-2. 取組結果の公表	18
7-3. 年間スケジュール	19

第1章 基本事項

1-1. 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメント統括者（市長）が定める環境方針に基づき、市の事務事業に伴う環境への負荷の低減と環境関連施策について、「計画：Plan」、「実施：Do」、「点検：Check」、「見直し：Action」のステップを繰り返して、継続的な改善を図る仕組みです。

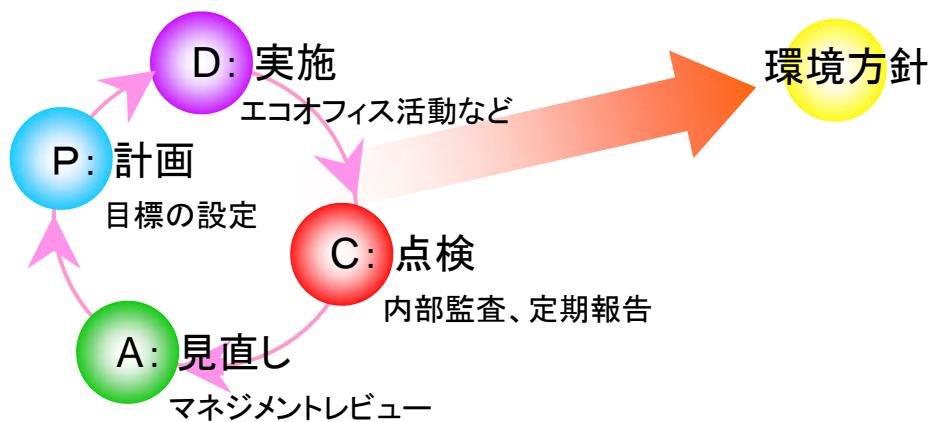


図 1. 環境マネジメントシステムの PDCA サイクル

1-2. 目的

市川市環境マネジメントマニュアルは、システムの運用に必要な事項を定め、適切かつ効果的に環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に関する施策や事業の推進を図ることを目的としています。

1-3. 適用範囲

環境マネジメントシステムの適用範囲は、全ての市有施設です。取組内容は、組織の特性を踏まえ、2つの施設区分に分けて取り組みます（表1）。

- 施設区分Ⅰ：市長部局の施設（指定管理者制度及びPFI事業の適用施設を除く）
でエネルギー使用量が原油換算で10kℓ/年以上（平成26年3月末現在、市長部局エネルギー使用量の約9割を占めています）。
- 施設区分Ⅱ：施設区分Ⅰ以外の全ての市有施設（教育委員会を含む）

表1 適用範囲の施設区分と主な取り組み

区分	施設名	取組内容
I	市川市役所本庁舎 新第1庁舎、新第2庁舎 分庁舎A・B・C棟、八幡分庁舎 南八幡仮設庁舎、市川南仮設庁舎 行徳支所、南行徳市民センター 大柏出張所 アクス本八幡 グランドターミナルタワー本八幡 保健センター 市川市消防局 各消防署および出張所 クリーンセンター、衛生処理場 リハビリテーション病院 菅野終末処理場 動植物園 斎場 情報プラザ スポーツセンター、塩浜市民体育館 市民プール 東山魁夷記念館 急病診療・ふれあいセンター こども発達センター 地方卸売市場 アイ・リンクタウン展望施設 八幡市民談話室 大洲防災公園 燐焼第二保育園	<ul style="list-style-type: none"> ●共通の取組（施設内各課） <ul style="list-style-type: none"> エコオフィス活動の実施（⇒P.12、P.16） 環境マネジメント指導員・推進員研修への参加（⇒P.15） 課内研修の実施（⇒P.15） 公用車の燃料消費量等の報告（年1回）（⇒P.12、P.16） 環境に有益な事業^{*1}の推進（⇒P.13、P.16） 環境法令の遵守（⇒P.13、P.15） ●施設管理担当課の取組 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量等の報告（年1回）（⇒P.12、P.16） 省エネ法に定められた管理標準^{*2}の作成と運用（⇒P.12） 施設管理者研修への参加（P.15） 内部監査（⇒P.17）
II	施設区分Ⅰ以外の全ての市有施設 （指定管理者制度及びPFI事業適用施設、小学校、中学校、保育園、幼稚園など）	<ul style="list-style-type: none"> ●共通の取組（所管課から施設長に協力を依頼） <ul style="list-style-type: none"> エコオフィス活動の実施（⇒P.12、P.16） 環境法令の遵守（⇒P.13） ●施設管理担当課の取組 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量等の報告（年1回）（⇒P.12、P.16） 省エネ法に定められた管理標準^{*2}の作成と運用（⇒P.12）

*1 市川市環境基本計画に定められた基本理念（自然環境、地球環境、生活環境、資源循環、協働）の実現に資する事業。

*2 エネルギーの使用的合理化等に関する法律（省エネ法）では全ての市有施設において管理標準（設備の運転管理マニュアル）の作成と運用が義務付けられています。管理標準が作成されていない施設は、当面の間「エコオフィス活動共通運用手順書」を準用します。

1-4. 位置づけ

環境マネジメントシステムは、市の事務事業に伴って発生する環境への負荷の低減対策（省エネルギー対策、省資源対策）の推進及び環境の保全と創造に関する施策や事業の点検評価に活用します。

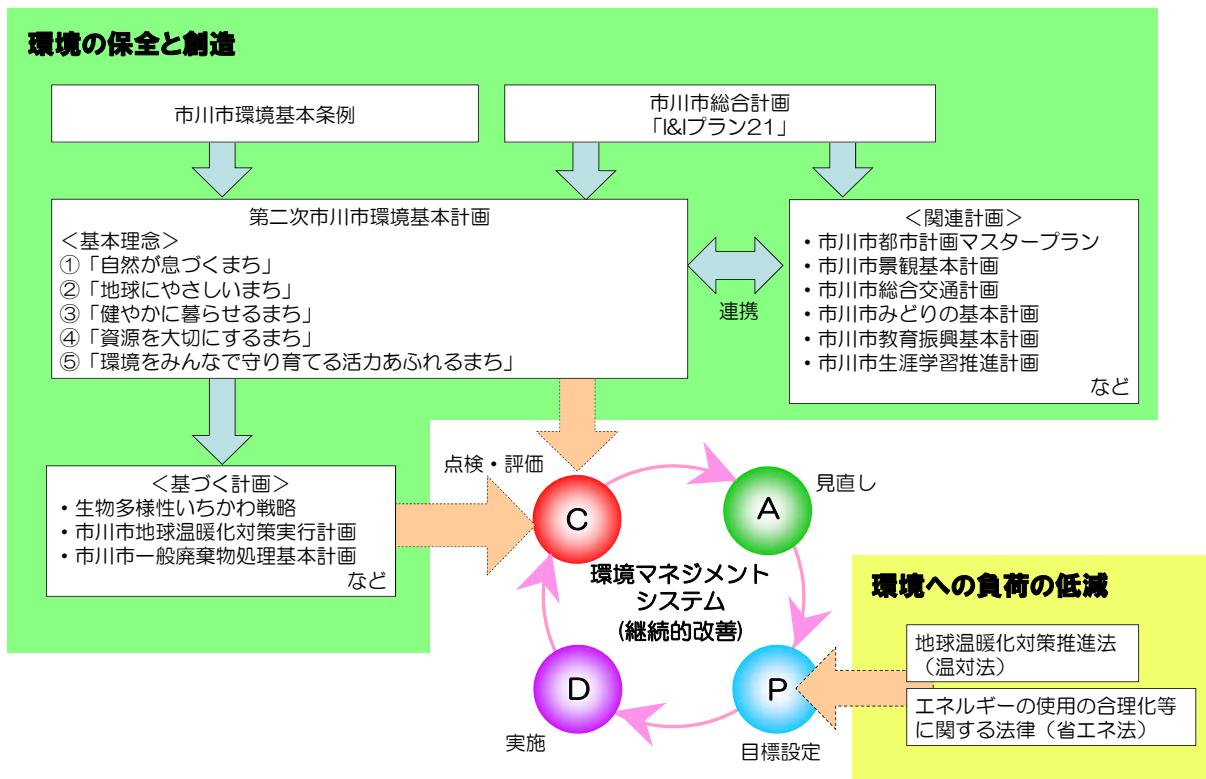


図2. システムの位置づけ

表2. 環境の保全と創造に関連する分野（市川市総合計画第二次基本計画いちかわいろどりアプローチより）

基本目標 (第二次基本計画)	大分類	基本目標 (第二次基本計画)	大分類
基本目標1 真の豊かさを感じるまち	保健・医療	基本目標3 安全で快適な魅力あるまち	土地利用
	子育て		景観
	社会保障・住まい		商工業
	スポーツ		都市農業
	子どもの教育		水産業
	生涯学習		自然環境
基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち	文化的資産	基本目標4 人と自然が共生するまち	公園・緑地
基本目標3 安全で快適な魅力あるまち	治水		河川・水辺
	防犯		地球環境
	道路・交通		生活環境
	下水道		資源循環型社会
	住宅・住環境	基本目標5 市民と行政がともに築くまち	地域コミュニティ・市民活動
	公共施設		広域行政

第2章 推進体制

2-1. 推進体制

環境マネジメントシステムの推進体制は、管理組織、推進会議及び実行組織で構成されます。

- ・管理組織：システムを確立、維持、改善する。
- ・推進会議：環境への負荷低減、環境の保全と創造に関する事項について、市の機関相互の調整を行う。
- ・実行組織：システムに係る事務、事業を実施する。

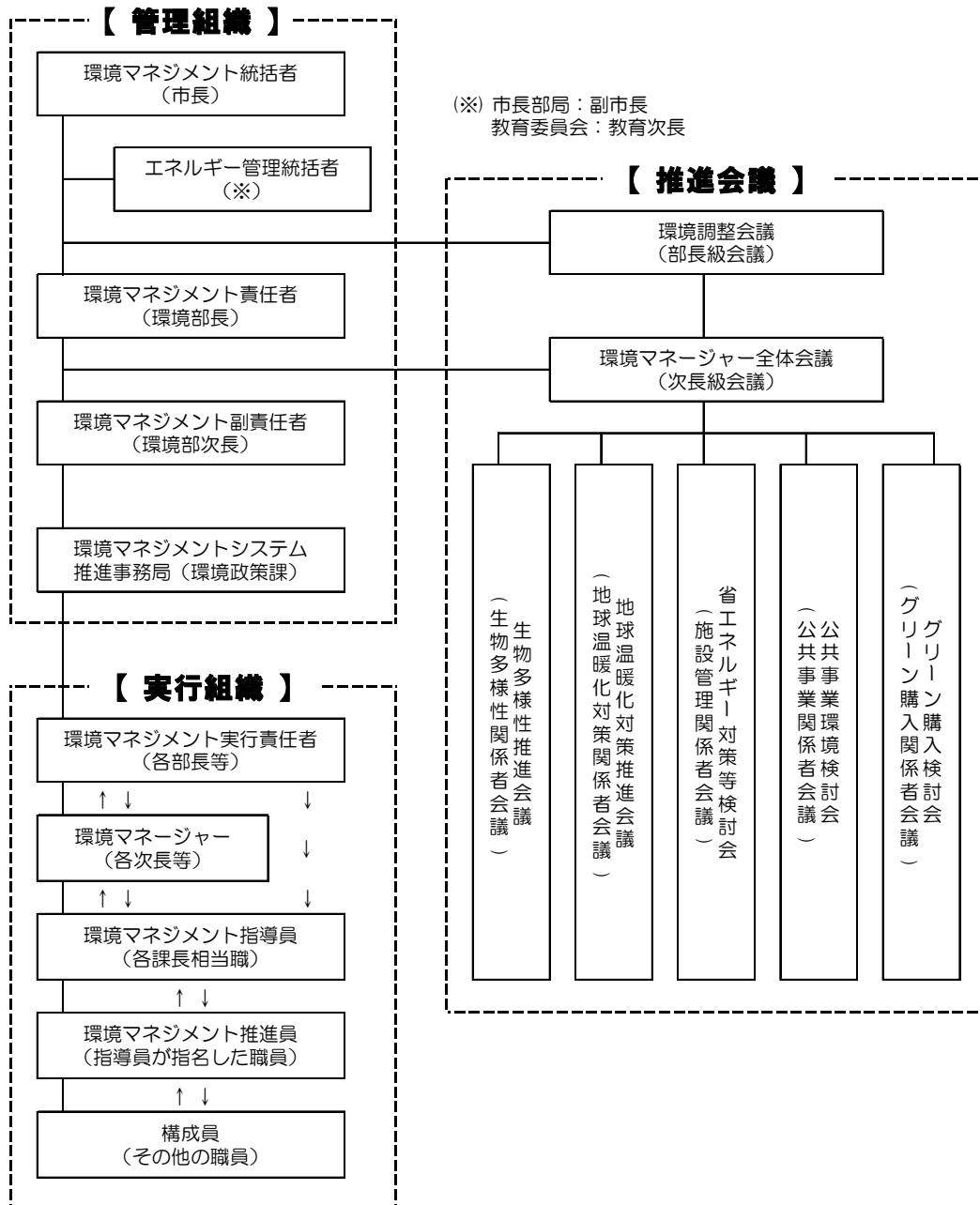


図3. 推進体制

2-2. 役割、責任及び権限

【管理組織】

(1) 環境マネジメント統括者（市長）

- ア 環境マネジメント統括者は、環境マネジメントシステムの最高責任者として、次に掲げる事務を行う。
 - a 環境方針の策定及び見直し。
 - b 年1回、マネジメントレビューを行うこと。
 - c 環境マネジメントシステムを確立、実施、維持及び改善するために必要な不可欠な人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術並びに財政的資源を確実に利用できるようにすること。
- イ 環境マネジメント統括者は、市長をもって充てる。

(2) エネルギー管理統括者（市長部局：副市長、教育委員会：教育次長）

- ア エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第7条の2に基づき、次に掲げる事務を行う。
 - a 経営的視点を踏まえた取組の推進に関すること。
 - b 中長期計画のとりまとめに関すること。
 - c 現場管理に係る企画立案、実務の統制に関すること。
- イ エネルギー管理統括者は、市長部局は副市長、教育委員会は教育次長をもって充てる。

(3) 環境マネジメント責任者（環境部長）

- ア 環境マネジメント責任者は、環境マネジメントシステムの運用上の総責任者として、次に掲げる事務を行う。
 - a エネルギーの使用に関する調査を実行責任者（部長等）に指示すること。
 - b 必要に応じて省エネルギー対策等検討会、公共事業環境検討会の開催を要請すること。
 - c 環境マネジメントシステムの運用状況その他システムのレビューに必要な情報を、環境マネジメント統括者（市長）に報告すること。
- イ 環境マネジメント責任者は、環境部長をもって充てる。

(4) 環境マネジメント副責任者（環境部次長）

- ア 環境マネジメント副責任者は、環境マネジメントシステムの確立、実施、維持に関し、環境マネジメント責任者（環境部長）が行う事務を補佐する。
- イ 環境マネジメント副責任者は、環境部次長（次長が2名以上いるときは、環境マネジメント責任者（環境部長）が指名する次長）をもって充てる。

(5) 環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）

- ア 環境マネジメントシステム推進事務局は、環境マネジメントシステムの確立、実施、維持に関し、環境マネジメント責任者（環境部長）が行う事務を補佐する。
- イ 環境マネジメントシステム推進事務局は、環境政策課に設置する。

【推進会議】

(1) 環境調整会議（部長級会議）

市川市環境調整会議規程（平成10年訓令第13号）により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整することを目的に設置された組織をいい、その設置の目的に従い、環境マネジメントシステムの確立、維持に関し総合的な調整を図る見地から、環境マネジメント責任者（環境部長）からの付議に基づき、システムの継続的改善に関し総合的な調整が必要な事項について検討する。

(2) 環境マネージャー全体会議（次長級会議）

市川市環境マネージャー等設置要綱（平成11年5月25日施行）第3条の規定に基づき、市の環境施策の推進等に当たり必要な討議、調整等を行うことを目的に設置された組織をいい、その設置の目的に従い、環境マネジメント責任者（環境部長）の要請を受けて、環境マネジメント責任者（環境部長）が必要と認める事項について検討する。

(3) 生物多様性推進会議

生物多様性いちかわ戦略推進会議設置要領（平成26年9月1日施行）に基づき、生物多様性いちかわ戦略の進行管理及び地域における生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することを目的として設置された組織をいい、次に掲げる事項について協議する。

- a いちかわ戦略の達成目標に関するデータ収集と評価に関すること。
- b 生物多様性の推移に関するデータの集積と評価に関すること。
- c 施策・指標・達成目標の見直しに関すること。
- d 新規施策の検討に関すること。
- e その他必要な事項に関すること。

(4) 地球温暖化対策推進会議

市川市地球温暖化対策推進会議設置要綱に基づき、温室効果ガスの排出抑制などの総合的かつ計画的な施策の策定等について関係部署と調整することを目的に設置された組織をいい、次に掲げる事項について協議する。

- a 市域から排出される温室効果ガスの排出状況、市域のエネルギー消費量に関する事項に関すること。
- b 地球温暖化対策の適応策に関する事項に関すること。

- c 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策、推進体制及び情報の収集と提供に関する事項に関すること。
- d その他市の地球温暖化対策の推進に関する施策について、調整が必要な事項に関すること。

(5) 省エネルギー対策等検討会

市川市省エネルギー対策等検討会設置要綱（平成14年8月12日施行）に基づき、本市の事務事業に起因する環境への負荷を低減し、より一層の省エネルギー及び温暖化防止対策を効果的に推進することを目的として設置された組織をいい、環境マネジメント責任者（環境部長）の要請を受けて、次に掲げる事項について検討する。

- a 省エネルギー等の対策に資する施策の推進に関すること。
- b 環境マネジメントシステムにおける省エネルギー対策・省資源対策（エコオフィス活動）の推進に係る目標設定に関すること。
- c エネルギー（電気及びガス、重油等の燃料をいう。）の使用及び温室効果ガスの排出状況に関する情報の収集・分析に関すること。
- d エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく、省エネルギー対策に関すること。
- e その他省エネルギー等対策に必要な事項に関すること。

(6) 公共事業環境検討会

市川市公共事業環境検討会設置要綱（平成13年10月1日施行）に基づき、本市が行う公共事業に起因する環境への負荷を低減するための取組みについて、専門的な見地から検討することを目的として設置された組織をいい、環境マネジメント責任者（環境部長）の要請を受けて、環境マネジメント責任者（環境部長）が必要と認める事項について検討する。

(7) グリーン購入検討会

市川市役所のグリーン購入に関する指針に基づき、環境に配慮した物品を市役所が総合的かつ計画的に購入することにより、環境への直接的な負荷を低減することを目的として構成された組織をいい、調達方針等の作成又は見直しについて検討する。

【実行組織】

(1) 環境マネジメント実行責任者（部長等）

- ア 実行責任者は、実行組織における環境マネジメントシステムの運用上の責任者として、環境マネジメント責任者（環境部長）の指示を受け、指導員（課長等）に対し、エネルギーの使用に関する調査を指示し、調査結果を取りまとめの上、環境マネジメント責任者（環境部長）に報告する。

- イ 実行責任者は、次の職にある者をもって充てる。
- a 市長部局の各部の部長及び室長（行徳支所長を含む。）
 - b 会計管理者
 - c 消防局の局次長及び東消防署・西消防署・南消防署・北消防署の署長
 - d 教育委員会事務局の各部の部長
 - e 選挙管理委員会事務局長
 - f 監査委員事務局長
 - g 農業委員会事務局長
 - h 議会事務局長

(2) 環境マネージャー（次長等）

- ア 環境マネージャーは、実行責任者（部長等）が行う事務を補佐する。
- イ 環境マネージャーは、市川市環境マネージャー等設置要綱に規定された市長部局及び教育委員会の部及び室（行徳支所を含む）の次長（次長がおかれていない部及び室にあっては、当該部の筆頭に記載されている課等の課長）議会事務局次長、消防局消防総務課長及び予防課長をもって充てる。

(3) 環境マネジメント指導員（課長等）

- ア 指導員は、エネルギーの使用に関する調査を実施し、当該調査結果を実行責任者（部長等）の承認を得た上、環境マネジメント責任者（環境部長）に報告する。
- イ 指導員は、課長（課の名称を用いない部署にあっては課長相当職）をもって充てる。
- ウ 消防局の消防総務課及び予防課にあっては、副参事職の配置がある場合、当該副参事を指導員とする。
- エ 東消防署、西消防署、南消防署、北消防署にあっては、副署長を指導員とする。
- オ 会計管理者にあっては、実行責任者と指導員の職を兼務するものとする。

(4) 環境マネジメント推進員（指導員が指名した職員）

- ア 環境マネジメント推進員（以下「推進員」という。）は、指導員を補佐し、環境マネジメントシステムを運用するために必要な事務を行う。
- イ 環境マネジメント推進員は、環境マネジメント指導員が指名した者を充てる。

表3 役割一覧表

区分	役職・組織の名称	担当（職）	責任・権限等
管理組織	環境マネジメント統括者	市長	システムの最高責任者 ・環境方針の策定、見直し ・マネジメントレビューの実施（年1回）
	エネルギー管理統括者	（市長部局） 副市長 （教育委員会） 教育次長	事業者単位のエネルギー管理責任者 ・省エネ法第7条の2に定める事項の実施
	環境マネジメント責任者	環境部長	システムの運用上の総責任者
	環境マネジメント副責任者	環境部次長	環境マネジメント責任者の事務の補助
	環境マネジメントシステム推進事務局	環境政策課	環境マネジメント責任者の事務の補助
実行組織	環境マネジメント実行責任者	各部長等	実行組織における運用上の責任者
	環境マネージャー	各次長等	実行組織における運用上の副責任者
	環境マネジメント指導員	各課長等	各調査の実施担当者 省エネ法に規定された管理標準（設備の運転管理マニュアル）の策定と運用
	環境マネジメント推進員	指導員が指名	指導員の補佐および必要な事務の実施
	構成員	その他の職員	省エネ対策、地球温暖化対策活動の実施
推進会議	環境調整会議	部長級会議	環境マネジメント責任者からの付議に基づき、システムの継続的改善等に関し、総合的な調整が必要な事項について検討
	環境マネージャー全体会議	次長級会議	環境マネジメント責任者が必要と認める事項について検討
	生物多様性推進会議	生物多様性関連 関係者	生物多様性いちかわ戦略の進行管理及び施策の調整
	地球温暖化対策推進会議	地球温暖化対策 関連関係者	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理及び施策の調整
	省エネルギー対策等検討会	施設管理関連 関係者	省エネルギー対策や、市有施設のエコオフィス活動の目標設定等に関する事項について検討
	公共事業環境検討会	公共事業関連関係者	公共事業に関し、環境マネジメント責任者が必要と認める事項について検討
	グリーン購入検討会	グリーン購入関連 関係者	調達方針等の作成又は見直しについて検討

第3章 対象項目

3-1. 環境への負荷の低減に関する項目（省エネルギー対策、省資源対策）

省エネ法においては市も事業者として中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められており、また、温対法では温室効果ガス排出量の削減計画の策定と取り組み結果の公表が義務付けられています。

本市では、東日本大震災以降のエネルギーと地球温暖化問題に関する社会情勢の変化等を踏まえ、全ての事務事業に起因するエネルギーの使用の合理化などの省エネルギー対策と温室効果ガスの削減について目標値を定めて率先的に取り組んでいきます。

（参考）

（1） 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 （省略）

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

（2） エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正

省エネ法は、エネルギー消費量が大幅に増加している民生（業務、家庭）部門への対策を一層推進することを目的に、平成20年5月に改正されました。

この改正により、市川市役所の市長部局と教育委員会はそれぞれ特定事業者となり、全施設において省エネルギー対策を推進していくための管理標準（設備の運転管理マニュアル）を整備・運用するとともに、そのエネルギーの使用量等について国に報告することなどが義務付けられました。また、これらの対策の目標として、中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められています。

表4 エコオフィス活動の目標（全ての課が対象）

No.	取組項目	削減目標	報告頻度
1	電気の使用	市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において設定	年1回
2	都市ガスの使用		
3	プロパンガスの使用		
4	重油の使用		
5	灯油の使用		
6	自動車燃料の使用 (ガソリン、軽油、天然ガス)		
7	可燃ごみの排出		

3-2. 環境の保全と創造に関する項目（生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策）

(1) 第二次市川市環境基本計画の推進

第二次市川市環境基本計画及びこれに基づく計画（生物多様性いちかわ戦略、市川市地球温暖化対策実行計画、市川市一般廃棄物処理基本計画）に関する施策や事業を推進します。

(2) 公共事業に係る環境負荷の低減

公共事業による環境への影響については、「市川市公共事業環境検討会」において専門的な見地から検討し、公共事業に係る環境への負荷低減に努めます。

(3) グリーン購入の推進

市の事務事業において購入または使用する物品等の調達については、「グリーン購入検討会」において専門的な知見から検討し、環境への負荷の低減に努めます。なお、グリーン購入に際しては、物品等のライフサイクル全体についての環境への負荷の低減を考慮するとともに、調達総量をできるだけ抑制することや事業者の環境に対する取組みも考慮するものとします。

(4) 環境法令の順守

環境マネジメント指導員（各課長）は、表5を参考に所管する施設・設備または事業活動に係る環境法令を遵守します。

表5 主な環境関連法令一覧

項目	対象の例（※1）	法令名称	適用・規制内容等（※2）	問合せ先
設備・機器等	ボイラー、温水機、冷温水発生機、小型ボイラー	大気汚染防止法	◎設備稼働によるばい煙発生 ⇒規制基準、届出、定期測定	環境保全課
		市川市環境保全条例		
		消防法	◎設備稼働による火災予防 ⇒構造基準、許可申請または届出	消防局
		市川市火災予防条例		
		ボイラー及び圧力容器安全規則（労働安全衛生法）	◎ボイラー取扱い ⇒届出、取扱作業主任者選任等	労働基準監督署
	コンプレッサー、送風機、排風機	騒音規制法		
		振動規制法	◎設備稼働による騒音・振動発生 ⇒規制基準、届出	環境保全課
	上記の他、空調機、冷凍機、駐車場、クリーリングタワー、バーナー（ホーク）	市川市環境保全条例		
	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン ガスエンジン ガスタービン (非常用の発電機・ポンプ等も含む)	大気汚染防止法	◎設備稼働によるばい煙、騒音・振動発生 ⇒規制基準、届出	環境保全課
		市川市環境保全条例		
		消防法	◎設備稼働による火災予防 ⇒構造基準、許可申請または届出	消防局
		市川市火災予防条例		
		電気事業法 (※電気工作物に該当の場合)	◎電気工作物の保安 ⇒保安規程、届出、主任技術者選任	経産省 関東東北産業保安監督部
	受水槽	水道法	◎専用水道・簡易専用水道の管理 ⇒施設基準、届出、水質検査	環境保全課
		市川市小規模水道条例		
	井戸ポンプ（揚水機）	千葉県環境保全条例	◎設備稼働による地盤沈下抑制 ⇒許可申請または届出、揚水量測定	県水質保全課
		市川市環境保全条例		環境保全課
	浄化槽（200人槽以下）	浄化槽法	◎浄化槽の維持管理 ⇒届出、法定検査	県水質保全課
	浄化槽（201人槽以上）、下水道終末処理施設、学校等の共同調理場	水質汚濁防止法		
		市川市環境保全条例	◎設備稼働による汚水発生 ⇒規制基準、届出、定期測定	環境保全課
	下水道に接続している上記施設	下水道法		河川・下水道管理課
	廃棄物焼却炉	大気汚染防止法		
		市川市環境保全条例	◎設備稼働によるばい煙、悪臭、ダイオキシン類の発生 ⇒規制基準、届出、定期測定	環境保全課
		ダイオキシン類対策特別措置法		県環境生活部大気保全課
	土石等たい積場、破碎機	大気汚染防止法		
		市川市環境保全条例	◎施設・設備からの粉じん発生 ⇒構造基準、届出 (破碎機は騒音・振動発生施設にも該当)	環境保全課
保管物等	PCB廃棄物（高圧トランス、コンデンサ、蛍光灯の安定器等）	PCB処理特別措置法	◎PCBの保管・処分状況等 ⇒届出	県廃棄物指導課
		市川市環境保全条例	◎有害物質（PCB以外にカドミウム等25物質）の保管等 ⇒届出	環境保全課
	危険物（石油類）	消防法	◎危険物等の貯蔵、取扱い ⇒届出	消防局
		市川市火災予防条例		
	毒物・劇物	毒物及び劇物取締法	◎毒物・劇物の適正管理	県薬務課
	高圧ガス（水素、酸素、アセチル等）	高圧ガス保安法	◎高圧ガスの貯蔵・管理	県産業保安課

※1 この表は、主な環境法令と該当する事業や設備等の例について記載しています。全ての関係法令を網羅しているものではありません。詳細については、各法令の所管課にお問合せください。

※2 法令による規制・届出等の対象については、規模要件の定めがある場合があります。

第4章 研修

4-1. 研修

環境マネジメントシステムを効果的に運用し、維持していくためには、職員及び施設管理受託者が、適切な教育、訓練又は経験に基づく知識や技能を持つことが必要です。そのため、職員の役割及び責任に応じた研修を行います（表6）。

各研修においては、関係法令の改正情報や、環境への負荷の低減に資する効果的な対策や優良事例について情報提供します。

表6 研修一覧

研修名	対象者	頻度	実施責任者
環境マネジメント指導員・ 推進員研修	環境マネジメント指導員（各課長等） もしくは推進員（指導員指名者）	適時	環境マネジメント責任者 (環境部長)
施設管理者研修	施設管理関係者もしくは 施設管理受託者		
環境法令研修	環境法令の遵守に関連する職員		
課内研修※	全職員	年1回	環境マネジメント指導員 (各課長等)
新規採用職員研修	新規採用職員	年1回	総務部長

※ 業務に関連する会議、職場研修等の中に環境マネジメントシステムに関する研修の内容を含めて実施しても構いません。研修資料等は事務局から提供することも可能です。

第5章 点検

5-1. 環境への負荷の低減に関する項目

(1) エコオフィス活動の実践状況の確認（各課）

環境マネジメント指導員（各課長）は、毎年、「エコオフィス活動自己点検票」により職員の取組状況を点検します。

課で所管している公用車や移動式機械等がある場合は、「燃料消費量等調査票」により使用量を把握し、事務局に報告します。

(2) エネルギーの使用的合理化（各施設）

施設を管理する環境マネジメント指導員（各課長）は、毎年、「施設・設備のエネルギー消費量等調査票」により施設のエネルギー使用状況を確認し、部長決裁を経て、事務局に報告します。エネルギー使用量に大幅な増減等があった場合は、その理由及び次年度の対策を併せて記載します。

5-2. 環境の保全と創造に関する項目

環境マネジメント指導員（各課長）は、毎年、第二次市川市環境基本計画及びこれに基づく計画（生物多様性いちかわ戦略、市川市地球温暖化対策実行計画、市川市一般廃棄物処理基本計画）に関連する施策や事業の進捗状況について事務局へ報告します。

第6章 内部監査

6-1. 内部監査

環境への負荷の低減の取組（エネルギーの使用状況等）に改善の必要があると認められる施設については、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）が必要に応じてエネルギーの管理状況（施設の利用状況や管理標準の運用状況等）に関する確認を行い、省エネ活動の支援を行います。

表7 内部監査内容

名称	対象者	頻度	内容
内部監査	環境マネジメント責任者（環境部長）が必要と判断した施設*	適時	①エネルギーの合理的利用状況について確認 ②温室効果ガス排出状況の確認 ③管理標準（設備の運転管理マニュアル）の確認 ④省エネ活動の支援（優良事例の紹介など）

* 「施設・設備のエネルギー消費量等調査票」においてエネルギー使用量に大幅な増加があり、その理由及び次年度の対策に改善の余地があると認められる施設。

6-2. 内部監査の実施方法

内部監査は、次の手順で実施します。

- (1) 事務局は、「施設・設備のエネルギー消費量等実態調査票」の内容を踏まえて、監査対象課を決定します。
- (2) 事務局は、監査対象課と協議の上、監査日程を決定し、施設や設備の利用状況の確認などの方法により監査を実施します。
- (3) 事務局は、内部監査の結果について「内部環境監査実施報告書」にまとめ、環境マネジメント責任者（環境部長）に報告します。また、写しを監査対象課へ送付します。

6-3. 内部監査結果等の総括及び報告

環境マネジメント責任者（環境部長）は、「内部環境監査実施報告書」の総括を行い、監査対象課の環境マネジメント実行責任者（部長）に通知するとともに、マネジメントレビューによりエネルギー管理統括者（副市長または教育次長）および環境マネジメント統括者（市長）に報告します。また、内部監査結果については、適宜、環境マネジメント実行責任者（各部長等）への周知を行います。

第7章 見直し

7-1. マネジメントレビュー

環境マネジメント統括者（市長）は、システムの有効性を確認し、継続的改善を図るため、毎年1回システムの見直し（マネジメントレビュー）を行います。

- (1) 環境マネジメント責任者（環境部長）は、次の項目を環境マネジメント統括者（市長）に報告します。
 - ア 環境への負荷の低減に関する項目（省エネルギー対策、省資源対策）の達成状況
 - イ 環境の保全と創造に関する項目（生物多様性の保全と再生、地球温暖化対策、廃棄物の減量と資源化）の進捗状況
 - ウ 内部監査等の結果
 - エ システムの改善提案
- (2) 環境マネジメント統括者（市長）は報告された情報を踏まえ、必要に応じてシステム改善の指示を行います。
- (3) 事務局は、マネジメントレビューの結果について職員へ周知します。

7-2. 取組結果の公表

環境マネジメント統括者（市長）は、次の項目について、市民へ公表します。

- (1) 環境方針
- (2) 目標とその達成状況（年1回）
 - ①環境への負荷の低減に関する項目（省エネルギー対策、省資源対策）
 - ②環境の保全と創造に関する項目（生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策）

7-3. 年間スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
目標設定				● 全庁目標の設定								
実施 (省エネ・省資源)												目標達成に向けた取組（通年）
実施 (環境に有益な事業)												事業の実施（通年）
研修												研修の実施（適時）
内部監査												内部監査(適時)
点検 (省エネ・省資源)												前年度実績調査
点検 (環境に有益な事業)												前年度実績調査
マネジメント レビュー					● マネジメントレビュー							
報告・公表				● 前年度結果の公表					● 報告			

市川市環境マネジメントマニュアル改訂履歴表

改正・施行年月日	主な改正点
制定：平成 23 年 5 月 23 日 施行：平成 23 年 5 月 24 日	内部監査対象の見直し
制定：平成 25 年 3 月 29 日 施行：平成 25 年 4 月 1 日	環境方針、適応範囲の見直し等
制定：平成 27 年 3 月 20 日 施行：平成 27 年 4 月 1 日	内部監査対象の見直し、マニュアルの電子化等